

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第1回会議資料

平成16年4月8日(木)午後1時30分から

大野原町中央公民館3階講義室

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第1回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議 次第

平成16年4月8日(木)午後1時30分から
大野原町中央公民館3階講義室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 会長・副会長あいさつ

4 来賓あいさつ

5 合併協議会委員自己紹介

6 幹事会幹事及び事務局職員自己紹介

7 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会設置の経過について

8 議 事

(1) 報告事項

(1)報告第1号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約について

(2)報告第2号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約に関する協議書について

(3)報告第3号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会幹事会規程について

(4)報告第4号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会専門部会規程について

(5)報告第5号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局規程について

(6)報告第6号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会財務規程について

(7)報告第7号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

(8)報告第8号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会分科会運営要領について

(2) 協議事項

- (1)議案第 1 号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営申合せ事項について
- (2)議案第 2 号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会監査委員の選任について
- (3)議案第 3 号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営規程(案)について
- (4)議案第 4 号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議傍聴規程(案)について
- (5)議案第 5 号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議録等閲覧規程(案)について
- (6)議案第 6 号 平成 1 6 年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事業計画(案)について
- (7)議案第 7 号 平成 1 6 年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出予算(案)について
- (8)協議第 1 号 合併の方式について
- (9)協議第 2 号 合併の期日について
- (10)協議第 3 号 新市の名称について
- (11)協議第 4 号 新市の事務所の位置について

(3) その他

- (1)第 2 回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

目 次

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会設置の経過について	1
報告第1号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約について	3
報告第2号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約に関する協議書について	7
報告第3号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会幹事会規程について	10
報告第4号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会専門部会規程について	13
報告第5号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局規程について	16
報告第6号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会財務規程について	21
報告第7号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について	27
報告第8号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会分科会運営要領について	29
議案第1号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営申合せ事項について	32
議案第2号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会監査委員の選任について	34
議案第3号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営規程（案）について	35
議案第4号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議傍聴規程（案）について	38
議案第5号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議録等閲覧規程（案）について	43
議案第6号 平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事業計画（案）について	46
議案第7号 平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出予算（案）について	48
協議第1号 合併の方式について	55
協議第2号 合併の期日について	59
協議第3号 新市の名称について	61
協議第4号 新市の事務所の位置について	63

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会設置の経過について

平成16年1月29日に観音寺市・大野原町・豊浜町合併研究会を設置し、これまで法定合併協議会の設置に向けた準備や1市2町の合併に関する情報の提供等を行ってきました。

観音寺市、大野原町、豊浜町の1市2町間で、これまで3回の合併研究会を開催してまいりましたが、合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置等合併の基本項目を中心に、法定合併協議会の運営等について協議を重ねた結果、1市2町間での協議が整い、平成16年4月1日をもって法定合併協議会の設置並びに本協議会の規約内容を確認しました。

そして、この確認結果を踏まえ、地方自治法第252条の2及び市町村の合併の特例に関する法律第3条の規定に基づき、平成16年3月8日観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の設置に関する協議について1市2町の議会の議決を経たことから、平成16年4月1日をもって観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を設置しました。

平成16年4月8日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

別紙

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会設置までの経過

- 平成16年1月29日 第1回観音寺市・大野原町・豊浜町合併研究会を大野原町で開催
(これまでの経緯、打合会から研究会発足、研究会で協議する項目について報告並びに協議)
- 2月 5日 観音寺市長、大野原町長、豊浜町長による首長会議を開催
(合併協議会会長、会長の職務を代理する副会長、事務局体制、予算と事業計画等について協議)
- 2月 9日 第2回観音寺市・大野原町・豊浜町合併研究会を豊浜町で開催
(合併協議会会長及び職務代理者、合併協議会事務局の設置場所と体制、合併協議会予算と事業計画、新市の名称、新市の本庁位置、議会議員の定数等について協議)
- 2月23日 第3回観音寺市・大野原町・豊浜町合併研究会を観音寺市で開催
(合併の方式、期日、新市の名称、新市の事務所の位置等研究会での協議事項確認、合併協議会設置議案、合併協議会規約、規約に関する協議書、会議運営申合せ事項、合併協議会下部組織、合併協定項目、事務局開設、今後の日程等について報告並びに協議)
- 3月 8日 観音寺市、大野原町、豊浜町で3月定例議会を開催
(観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会設置議案を上程)
(観音寺市議会、大野原町議会、豊浜町議会において合併協議会設置議案を可決)
- 3月15日 香川県知事へ合併重点支援地域指定を要望
(国、県からの支援措置の拡充を図るため、観音寺市長、大野原町長、豊浜町長が知事に支援地域指定の要望書を提出)
- 3月22日 香川県知事より合併重点支援地域に指定
- 4月 1日 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約に関する協議書調印式並びに看板設置式
(観音寺市長、大野原町長、豊浜町長が規約に関する協議書に調印、その後合併協議会の看板を設置し、会長に選任された大野原町長から合併協議会事務局職員へ辞令交付)
- 4月 8日 第1回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を開催

報告第 1 号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約について

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約を別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 観音寺市、大野原町、豊浜町(以下「1市2町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 この合併協議会は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会が担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市2町の合併に関する協議及び調査研究
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、1市2町の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員(副会長である委員を含む。以下同じ。)をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、1市2町の長の協議により、1市2町の長のうちからこれを選任する。

2 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、1市2町の長のうち前条第1項の規定により会長に選任された者を除く2名をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうちからあらかじめ1市2町の長が協議して定めた者が会長の職務を代理する。

3 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、次の者をもって充てる。

(1) 1市2町の長及び助役(大野原町においては参事とする。)のうち、会長に充てられた者以外の者

(2) 1市2町の議会の議長及び合併関係特別委員長

(3) 1市2町の長が協議して定めた学識経験を有する者 各市町2名

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

4 会長は、必要に応じて 1 市 2 町及び香川県の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第 11 条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議させるため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第 12 条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整し、協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第 13 条 第 3 条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員は、1 市 2 町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 15 条 協議会に要する経費の負担は、1 市 2 町の長が協議して定める。

(監査)

第 16 条 協議会の出納の監査は、会長が 1 市 2 町の代表監査委員のうちから協議会の同意を得て、2 名を委嘱して行う。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 17 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 18 条 第 8 条第 1 項第 3 号の規定による委員及び第 16 条の規定による監査委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 会長並びに第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による委員は、費用弁償を受けることができる。

3 前 2 項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 19 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 20 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

報告第 2 号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約に関する協議書について

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約に関する協議書を別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約に関する協議書

観音寺市、大野原町、豊浜町（以下「1市2町」という。）は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約（以下「規約」という。）第4条、第6条第1項、第7条第2項、第8条第1項第3号、第14条第2項及び第15条に規定する1市2町の長が協議して定める事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

協議して定める事項

- 1 規約第4条（協議会の事務所）
- 2 規約第6条第1項（会長）
- 3 規約第7条第2項（会長の職務を代理する副会長）
- 4 規約第8条第1項第3号（委員）
- 5 規約第14条第2項（事務局）
- 6 規約第15条（経費）

協議して定めた事項

- 1 協議会の事務所
規約第4条に規定する協議会の事務所は、大野原町に置く。
- 2 会長
規約第6条第1項に規定する協議会の会長には、大野原町長 平野 清を選任する。
- 3 会長職務代理者
規約第7条第2項に規定する会長の職務を代理する副会長には、豊浜町長 佐伯文男を選任する。
- 4 委員
規約第8条第1項第3号に規定する学識経験を有する委員は、次に掲げるとおりとする。

観音寺市		大野原町		豊浜町	
分野	氏名	分野	氏名	分野	氏名
商工業	加藤 義和	商工業	森 英雄	商工業	合田久仁男
自治会	矢野 資壹	婦人会	石川美千子	女性	横内十三枝

5 事務局

規約第14条第2項に規定する協議会の事務に従事する職員は、観音寺市3名、大野原町2名、豊浜町2名、香川県1名の者をもって充てる。

6 経費

規約第15条に規定する経費の負担は、均等割50%人口割50%とする。

7 内容の変更

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

8 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、1市2町の長が協議して定めるものとする。

9 協議の発効

この協議は、平成16年4月1日から発効する。

10 協議の失効

この協議は、協議会が解散したときにその効力を失うものとする。

この協議の成立を証するため、本書3通を作成し、1市2町の長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成16年4月1日

香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市

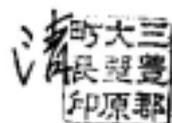
観音寺市長

白川晴彦 

香川県三豊郡大野原町大字大野原1260番地1

大野原町

大野原町長

平野清 

香川県三豊郡豊浜町大字和田浜1531番地1

豊浜町

豊浜町長

佐伯文 

報告第3号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会幹事会規程について

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会幹事会規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年4月8日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第12条第2項の規定に基づき、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、1市2町の合併に必要な事項について協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、前条に規定する幹事の中から、互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(合同会議)

第7条 幹事会は、必要に応じて規約第13条に規定する専門部会と合同で会議を開催することができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名	区 分	職 名	区 分	職 名
観音寺市	助 役	大野原町	参 事	豊 浜 町	助 役
	企画課長		総務企画課長		総務課長
	合併対策室長		総務企画 課長補佐		総務課長補佐

報告第 4 号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会専門部会規程について

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会専門部会規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第13条第2項の規定に基づき、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局長(以下「事務局長」という。)の指示を受け、規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる構成員をもって組織し、協議資料の作成等を行うため分科会を設置する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 役員は、構成員の協議により定めるものとする。

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する市又は町の担当部門が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名	関係所管課			構成員
	観音寺市	大野原町	豊浜町	
企 画	企画課 秘書課	総務企画課	総務課 まちづくり推進室	担当課長及び 担当職員
財 政	総務課 会計課 監査事務局	総務企画課 出納室	総務課 出納室	同上
総 務	総務課 秘書課 選挙管理委員会事務局	総務企画課	総務課	同上
住 民	税務課 市民課 健康増進課 人権推進課	住民課 税務課 総務企画課	住民生活課 税務課 総務課 健康福祉課	同上
環 境	生活環境課 下水道課 健康増進課	住民課	住民生活課	同上
健康福祉	健康増進課 福祉事務所	福祉保健課	健康福祉課 わたつみ苑 老人介護支援センター	同上
産業経済	農林水産課 商工観光課 建設課 都市開発課 農業委員会事務局 競輪事業局	経済課 農業委員会事務局	経済課 総務課 農業委員会事務局	同上
都市計画	都市計画課	総務企画課	建設水道課	同上
建 設	建設課 都市計画課	建設水道課 経済課	建設水道課 住民生活課	同上
上下水道	水道局 下水道課	建設水道課	建設水道課	同上
教 育	庶務課 学校教育課 生涯学習課 人権・同和教育課	教育課	教育委員会事務局	教育委員会事 務局の担当課 長及び担当職 員
議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局長 及び担当職員

報告第 5 号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局規程について

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 協議会の広報に関すること。
- (5) その他協議会の運営に必要な事項に関すること。

(組織及び事務分掌)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務広報班、調整班及び計画班を置く。

2 各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、書記その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて香川県職員の派遣を要請するものとする。

3 書記の補職名は、事務局次長、班長、班員とする。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を総括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡調整に関すること。
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 班長は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 班相互間の連絡及び調整
- (2) 自己の班に属する職員の指揮監督
- (3) 分掌する事務の管理

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会の提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程等の制定及び改廃
- (5) その他特に重要と判断される事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関する事。ただし、50万円未満のものに限る。
- (2) 物品及び現金の出納に関する事。
- (3) 事務局の運営に係る基本方針に関する事。
- (4) 観音寺市、大野原町、豊浜町との連絡調整に関する事。
- (5) 実務上の調査並びに照会及び回答に関する事。
- (6) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事。
- (7) その他軽易な事項に関する事。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 会長、副会長及び事務局長がともに不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の收受、発送、処理、施行、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、観音寺市の文書管理規程を準用する。

- 2 事案を処理する場合の起案は、起案用紙(別記様式)を用いて行うものとする。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第11条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、職員の属する市又は町の例による。ただし、勤務時間の割り振り並びに休憩時間及び休息時間については、大野原町の例による。

(職員の給与等)

第12条 職員の給与、共済費等(時間外勤務手当、休日勤務手当を除く。)については、それぞれ属する市又は町の負担とする。ただし、香川県からの派遣職員については、別に定める。

- 2 職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び旅費については、大野原町の例により協議会が支給する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

班 名	分 掌 事 務
総務広報班	(1) 庶務及び会計に関すること。 (2) 合併の諸手続に関すること。 (3) 協議会の会議に関すること。 (4) 協議会の人事に関すること。 (5) 報酬等の支給に関すること。 (6) 国、香川県との連絡調整に関すること。 (7) 合併に係る広報に関すること。 (8) ホームページの運営に関すること。 (9) 合併に係る資料の編纂、調整に関すること。 (10) その他他の班に属さない事項に関すること。
調 整 班	(1) 基本的協定項目に関すること。 (2) 特例法に基づく協定項目に関すること。 (3) 総務企画分野に関すること。 (4) 産業分野に関すること。 (5) 建設分野に関すること。 (6) 民生分野に関すること。 (7) 福祉分野に関すること。 (8) 教育分野に関すること。 (9) 各種事務事業の調整に関すること。 (10) 行財政現況調査調整に関すること。 (11) 住民説明に関すること。
計 画 班	(1) 新市建設計画に関すること。 (2) 財政計画に関すること。 (3) 予算編成に関すること。 (4) 住民説明に関すること。

別表第2（第10条関係）

1 名 称	観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会印	観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会長の印	観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局長の印
2 ひな形	町 野 観 合 原 音 併 町 寺 協 豊 市 議 浜 大 会	会 町 野 観 長 合 原 音 之 併 町 寺 印 協 豊 大 会	事 町 野 観 務 合 原 音 局 併 町 寺 長 協 豊 大 之 議 市 印 会 大
3 寸 法	2.7cm×2.7cm	2.7cm×2.7cm	2.4cm×2.4cm
4 書 体	てん書体	てん書体	てん書体
5 用 途	対外全般	対外全般	対外全般

報告第 6 号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会財務規程について

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会財務規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約第17条の規定に基づき、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、観音寺市、大野原町、豊浜町の負担金、県支出金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、協議会の会議を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款、項及び目の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の職員のうちから協議会出納員を命じることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充用)

第7条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係市町長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、観音寺市の例により、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 会長は、この規程の施行日から第1回協議会会議の開催日までの間において収入すべき歳入がある場合はこれを調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表第 1（第 4 条第 1 項関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
4 繰入金	1 繰入金	1 繰入金
5 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
6 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第 2（第 4 条第 2 項関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

別紙資料 1

財務規程で別に定める事項

番号	条文番号	内 容	事項区分	備 考
1	第 5 条第 2 項	現金預入金融機関	別に定める	別紙資料 2 案のとおり
2	第 6 条第 1 項	協議会出納員	会長任命事項	別紙資料 2 案のとおり
3	第 9 条第 1 項	収入支出の手続様式	別に定める様式	別紙資料 2 案のとおり

別紙資料 2

1 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の現金預入金融機関について（第5条第2項関係）

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の現金預入金融機関については、下記金融機関とする。

記

香川豊南農業協同組合 大野原支所
（株）百十四銀行 大野原支店

以上

2 会長が命ずる協議会出納員について（第6条第1項関係）

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の出納員には、下記のものに命ずる。

記

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局総務広報班の班長及びその他の職員

以上

3 収入及び支出の手続きについて（第9条第1項関係）

収入及び支出の手続様式については、観音寺市の例により協議調整し別途様式を事務局で定める。

以上

報告第7号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年4月8日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第18条第3項の規定に基づき、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 規約第8条第1項第3号の規定による委員及び第16条の規定による監査委員の報酬の額は、日額7,100円とする。

2 日額で定める報酬を支給する場合において、その出席した時間が1日について4時間に満たないときは、当該日額の2分の1に相当する額を支給する。

(費用弁償)

第3条 協議会の会長、委員及び監査委員が、協議会の職務を行うために観音寺市・三豊郡以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 協議会の会長、委員及び監査委員に支給する費用弁償の額及び支給方法については、観音寺市の例による。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

報告第 8 号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会分科会運営要領について

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会分科会運営要領を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会分科会運営要領

(趣旨)

第1条 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会専門部会規程第3条に規定する観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会分科会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会専門部会長(以下「専門部会長」という。)の指示を受け、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1名

(2) 副分科会長 1名

2 役員は、構成員の協議により定めるものとする。

(役員の職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、専門部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、分科会の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、専門部会長及び事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市又は町の担当部門が行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

担当部会名	分科会名	観音寺市	大野原町	豊浜町
企画部会	企画分科会	企画課	総務企画課	総務課 まちづくり推進室
	広聴広報分科会	秘書課	総務企画課	総務課
	電算分科会	企画課	総務企画課	総務課
	消防分科会	企画課	総務企画課	総務課
財政部会	財政分科会	総務課	総務企画課	総務課
	管財分科会	総務課	総務企画課	総務課
	出納分科会	会計課・監査事務局	出納室	出納室
総務部会	総務分科会	総務課	総務企画課	総務課
	人事分科会	秘書課	総務企画課	総務課
	選挙分科会	選挙管理委員会事務局	総務企画課	総務課
住民部会	税分科会	税務課	税務課	税務課
	交通分科会	市民課	総務企画課	総務課
	住民分科会	市民課	住民課	住民生活課
	国保分科会	健康増進課	住民課	健康福祉課
	年金分科会	市民課	住民課	住民生活課
	人権分科会	人権推進課	住民課	住民生活課
環境部会	環境分科会	生活環境課 健康増進課	住民課	住民生活課
	し尿分科会	下水道課	住民課	住民生活課
健康福祉部会	福祉分科会	福祉事務所	福祉保健課	健康福祉課 老人介護支援センター
	健康分科会	健康増進課	福祉保健課	健康福祉課
	介護分科会	福祉事務所	福祉保健課	健康福祉課 わたつみ苑
産業経済部会	農林水産分科会	農林水産課・建設課	経済課	経済課
	商工観光分科会	商工観光課・都市開発課・競輪事業局	経済課	経済課
	農業委員会分科会	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局
都市計画部会	都市計画分科会	都市開発課	総務企画課	建設水道課
建設部会	建設分科会	建設課・都市開発課	建設水道課	建設水道課
	住宅分科会	建設課	建設水道課	住民生活課
	港湾分科会	建設課	経済課	建設水道課
上下水道部会	水道分科会	水道局	建設水道課	建設水道課
	下水道分科会	下水道課	建設水道課	建設水道課
教育部会	教育分科会	庶務課・学校教育課	教育課	教育委員会事務局
	生涯学習分科会	生涯学習課	教育課	教育委員会事務局
	人権・同和教育分科会	人権・同和教育課	教育課	教育委員会事務局
議会事務局部会	議会事務局分科会	議会事務局	議会事務局	議会事務局

各分科会の構成委員は、担当課の職員とする。

議案第 1 号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営申し合わせ事項について

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営申し合わせ事項の確認について、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

(提案理由)

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の会議運営申し合わせ事項の確認について、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約第 1 0 条第 3 項の規定により、本案を提出するものである。

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営申合せ事項

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき協議会会議の運営等に関し、次のとおり申し合わせをする。

1 基本原則

本協議会は、会議を円滑に行うため下記事項について申し合わせをする。

2 議事の進行

議事は全会一致をもって進めることを原則とする。

3 協議会会議の定例開催

会議開催日及び開催時刻は、原則として、以下のとおりとする。

(1) 開催日 毎月第2木曜日及び第4木曜日とし、必要に応じて開催する。

(2) 開催時刻 午後1時30分から開催する。
ただし、必要に応じて変更する場合は別途調整する。
緊急止むを得ない場合は土・日曜日、夜間に開催することもある。

(3) 開催場所 大野原町中央公民館3階講義室

4 事前提案の原則

協議事項については、原則として質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明を行うものとする。

5 傍聴の取扱い

会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

6 資料の取扱い

(1) 協議会資料は、会議資料と附属資料及び会議録に分類する。

(2) 会議録は、全文記録方式とする。

(3) 協議会資料は全て閲覧資料とし、傍聴者には会議次第のみ配布する。

(4) 協議会資料の閲覧場所は、合併協議会事務所並びに1市2町の合併担当課とする。

(5) 上記に定めるもののほか、資料の配布・閲覧については事務局長の判断による。

議案第 2 号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会監査委員の選任について

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会監査委員に次の者を選任することについて、同意を求める。

伊 瀬 均 委員

大 廣 清 雄 委員

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

(提案理由)

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会監査委員の選任について、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約第 1 6 条の規定により、本案を提出するものである。

議案第 3 号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営規程（案）について

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営規程を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

（提案理由）

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の会議の運営に関し、必要な事項を定めるため、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約第 1 0 条第 3 項の規定により、本案を提出するものである。

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

（会長等の責務）

第3条 会長（以下「議長」という。）は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（会議の進行）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。

2 協議事項については、原則として質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明を行うものとする。

（傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

（会議録）

第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

（1）開催日時及び場所

（2）出席委員等の氏名

（3）議題及び議事

（4）その他議長が必要と認めた事項

（会議録等の公開）

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として閲覧に供することにより公開する。

2 前項の規定による閲覧の方法については、議長が別に定める。

（規律）

第9条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

（関係者の出席）

第 10 条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(費用弁償)

第 11 条 前条の規定により、関係者が会議に出席したときは、費用弁償として 3,000 円を支給する。ただし、地方公共団体の常勤の特別職、一般職員及び市町議会議員については、これを支給しない。

(補則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 日から施行する。

議案第 4 号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議傍聴規程（案）について

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議傍聴規程を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

（提案理由）

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるため、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営規程第 6 条第 2 項の規定により、本案を提出するものである。

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 会議の一般傍聴人の定員は定めない。ただし、会場の都合によりこれを制限することができる。

（傍聴の手続き）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、協議会の開催場所において、会議開催予定時刻の15分前までに傍聴人受付簿（第1号様式）に住所、氏名及び年齢を記入の上、傍聴証（第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、受付順に交付する。

（傍聴証の返還）

第4条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴証を協議会の事務局に返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1）銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

（2）プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

（3）はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

（4）ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。

（5）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

（6）下駄、木製サンダルの類を履いている者

（7）酒気を帯びていると認められる者

（8）異様な服装をしている者

（9）その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

（1）会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと

（2）私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと

（3）はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は、張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと

- (4) 飲食又は喫煙をしないこと
- (5) みだりに席を離れないこと
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑になる行為をしないこと
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと
(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない

(職員の指示)

第 8 条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 9 条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 10 条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 日から施行する。

第2号様式（第3条関係）

傍 聴 証

第 号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

議案第 5 号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議録等閲覧規程（案）について

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議録等閲覧規程を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

（提案理由）

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の会議の会議録及び会議に提出された文書の閲覧の方法に関し、必要な事項を定めるため、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営規程第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出するものである。

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議録等閲覧規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営規程第8条第2項の規定に基づき、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の会議録及び会議に提出された文書（以下「会議録等」という。）の閲覧の方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

（閲覧の申請）

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

（閲覧に供する会議録等）

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれのある事項その他の閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができるものとする。

（閲覧の申出）

第4条 閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書（別記様式）に必要事項を記載して提出することにより行うものとする。

（閲覧の場所及び時間）

第5条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局及び1市2町の所定の場所とし、その時間は、当該事務局又は1市2町の執務時間内とする。

（会議録等の複写等）

第6条 閲覧者は、会議録等を閲覧し、その内容を筆記により写すほか、その写しの交付を請求することができる。ただし、会議録等の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

2 前項の規定に基づき、会議録等の写しを交付した場合は、交付を受けた閲覧者に対し、その写しの作成等に要した費用として、写し1枚につき10円を請求することができる。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

平成 年 月 日

会議録等閲覧申出書

殿

申出者住所

氏名

連絡先（電話番号）

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議録等の閲覧をしたいので、次のとおり申し出いたします。なお、閲覧に際しては、閲覧規程に規定された事項を遵守いたします。

閲覧希望日時	平成 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分 ~ 時 分
閲覧希望文書	第 回 合 併 協 議 会
	協議会の会議録 協議会に提出された文書
閲覧の目的	
会議録等の写しの交付	交付を希望する 交付を希望しない

交付部数は1部とし、会議録等の写しの作成等に要した費用として、写し1枚につき10円をご負担いただきます。

議案第 6 号

平成 1 6 年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事業計画（案）について

平成 1 6 年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事業計画を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町・合併協議会事業計画（案）

平成16年度は、合併協議会の組織づくり、事務局体制の整備、合併協定項目の協議及び調整、新市建設計画の策定、その他合併に関するあらゆる事項の協議を行うために必要な事項について協議及び調整を行うとともに、住民の理解を深めるため、積極的な情報提供に努めることを目標として、次の事業を実施する。

- 1 会議の開催
合併協議会、幹事会、専門部会及び分科会を開催する。
- 2 合併協定項目の協議
基本的協定項目、合併特例法に規定されている協議項目、その他必要な協議項目について協議を行う。
- 3 新市建設計画の策定
新市建設計画の策定に必要な調査・研究を行い、新市のまちづくりの基本方針、新市の一体化や振興発展を促進する主要事業並びに財政計画等を内容とする新市建設計画を策定する。
- 4 住民説明会の開催
住民説明会を開催し、合併協議の状況と今後の予定、新市建設計画（案）の説明を行う。
- 5 合併に関する情報の提供
合併協議会だよりやホームページで合併協議会の内容や合併に関する情報を広く住民に提供する。
- 6 事務事業の調整
事務事業の一元化に向けて各種事務事業の調整並びに例規整備、事務処理マニュアル作成並びに電算システム整備に向けての調査・調整を行う。
- 7 合併に関する先進地事例等の調査・研究
合併協議会等先進地事例の情報収集及び調査・研究を行うため先進地視察研修等を実施する。
- 8 その他必要な合併に関する調査・研究
国、県との調整のほか、合併に必要な事業を適宜実施する。

議案第7号

平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出予算(案)について

平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出予算を別紙のとおり定める。

平成16年4月8日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

平成16年度

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会予算書（案）

平成16年 4月 8日 提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

平成16年度 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会予算書（案）

平成16年度 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,005千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 平成16年度中の当協議会の予算支出に当たり、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成16年 4月 8日 提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 負担金		48,000
	1 負担金	48,000
2 国庫支出金		0
	1 国庫補助金	0
3 県支出金		15,000
	1 県補助金	15,000
4 繰入金		0
	1 繰入金	0
5 繰越金		0
	1 繰越金	0
6 諸収入		5
	1 諸収入	5
歳入合計		63,005

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 運営費		41,890
	1 会議費	3,125
	2 事務費	38,765
2 事業費		20,615
	1 事業推進費	20,615
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		63,005

歳入歳出事項別明細書

歳 入

(款) 1 負担金 (項) 1 負担金 (単位: 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負担金	48,000	0	48,000	1 負担金	48,000	合併協議会負担金(均等割50%、人口割50%) (観音寺市24,152、大野原町12,608、豊浜町11,240)
計	48,000	0	48,000			

(款) 3 県支出金 (項) 1 県補助金

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	節		説 明
				区 分	金 額	
1 県補助金	15,000	0	15,000	1 県補助金	15,000	市町合併促進支援事業費補助金
計	15,000	0	15,000			

(款) 6 諸収入 (項) 1 諸収入

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	節		説 明
				区 分	金 額	
1 諸収入	5	0	5	1 預金利子	5	預金利子
計	5	0	5			

歳 出

(款) 1 運営費

(項) 1 会議費

(単位: 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	本年度の財源内訳			節		説 明	
				特定財源		一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	その他					
1 会議費	3,125	0	3,125	1,200		1,925	1 報 酬	526	協議会等委員報酬	526
							9 旅 費	60	費用弁償	60
							12 役務費	1,316	筆耕翻訳料	1,316
							14 使用料及び賃借料	1,223	音響録音機器	1,223
計	3,125	0	3,125					3,125		

(款) 1 運営費

(項) 2 事務費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	本年度の財源内訳			節		説 明	
				特定財源		一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	その他					
1 事務費	38,765	0	38,765	8,200		30,565	3 職員手当等	3,236	時間外勤務手当	3,236
							8 報償費	15	視察先謝礼	15
							9 旅 費	611	普通旅費	611
							11 需用費	11,780	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費	3,109 256 489 7,926
							12 役務費	707	通信運搬費	707
							13 委託料	1,260	ホームページ運用	1,260
							14 使用料及び賃借料	6,506	自動車借上料 電話、FAXリース料 パソコン機器借上料 印刷機借上料 有料道路通行料等	1,536 696 2,100 126 150

									北°-使用料	832	
									会場借上料	89	
									公民館借上料	977	
							18	備品購入費	1	事務用備品購入費	1
							19	負担金, 補助 及び交付金	14,649	県職員派遣負担金	10,000
										非常勤職員公務災害補償等組合負担金	5
										臨時職員派遣費負担金	4,494
										事務局準備経費	150
計	38,765	0	38,765						38,765		

(款) 2 事業費

(項) 1 事業推進費

(単位: 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	その他					
1 事業推進費	20,615	0	20,615	5,600		15,015	9 旅 費	465	特別旅費	465
							13 委託料	19,650	例規作成支援委託料	3,150
									新市建設計画策定委託料	10,000
									電算システム調整委託料	2,500
									事務処理マニュアル作成委託料	4,000
							14 使用料及び賃 借料	500	自動車借上料	450
									有料道路通行料等	50
計	20,615	0	20,615					20,615		

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位: 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	その他					
1 予備費	500	0	500			500	予備費	500	予備費	500
計	500	0	500					500		

協議第 1 号

合併の方式について

合併の方式について、次のとおり提出する。

平成 16 年 4 月 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

合併の方式について
観音寺市、三豊郡大野原町、同郡豊浜町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

1 市町村合併の定義

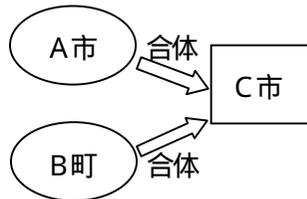
「市町村合併」とは、地方自治法第7条に規定される「市町村の廃置分合」の一形態で、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）第2条第1項の規定においては、「2以上の市町村の区域の全部又は一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの」と定義されています。

2 合併の形態

市町村の廃置分合の形態である合体、編入、分割、分立のうち、少なくとも1つ以上の市町村の数が減少する合体及び編入の形態をいい、次の2つに分類されます。

新設合併

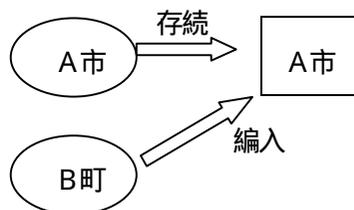
新設合併とは、例えばA市とB町を廃止して、C市を設置するような場合をいい、この場合は、A市及びB町の法人格が消滅するとともに、新しい法人格のC市の発生が伴うもので、一般的に「対等合併」ともいいます。



- ・一般的には、規模がほぼ同等の市町村が合併する場合や、多くの市町村が一度に合併するような場合に、新設合併の方式がとられることが多いようです。
- ・すべての合併関係市町村の条例・規則等が失効するため、調整に相当の時間が必要となります。
- ・一般的には、合併関係市町村の住民の理解が得られやすいと思われれます。

編入合併

編入合併とは、例えばB町を廃止してその区域をA市に編入するような場合をいい、この場合は、編入する市町村であるA市の法人格はそのまま存続し、編入される市町村であるB町の法人格が消滅するもので、一般的に「吸収合併」ともいいます。



- ・一般的には、規模が相当に異なる市町村が合併する場合には、編入合併方式がとられることが多いようです。
- ・基本的に、編入する市町村の条例・規則等が継承されるため、比較的短期間に調整が可能となります。
- ・一般的には、合併関係市町村の住民の理解が得られにくい場合が多いと思われれます。

1市2町の人口・世帯・面積

項 目		観音寺市	大野原町	豊 浜 町	合 計
国勢調査(H12)	人 口	44,755	12,799	9,001	66,555
	世 帯	14,948	3,497	2,948	21,393
面 積 (km ²)		49.09	51.66	16.69	117.44

人口は、平成12年国勢調査の数値。

3 新設合併と編入合併の比較

新設合併と編入合併では、法人格の発生・消滅の形態が異なるため、様々な面で取扱いが異なります。

「新設合併と編入合併の比較」を参照

新設合併と編入合併の比較

区分		新設合併（対等合併）	編入合併（吸収合併）
項目	義	2以上の市町村の区域の全部又は一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部又は一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
	法人格	合併関係市町村の法人格は消滅し、新しい法人格（新市）が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま継続し、編入される市町村の法人格は消滅する。
	合併市町村の名称	新たに名称を制定することとなる。	通常は、編入をする市町村の名称となる。
	事務所の位置	新たに決定することとなる。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
	特別職の職員	合併関係市町村の特別職の職員は全員失職し、合併後の市町村長は市町村設置の日から50日以内に選挙を行い、その他の特別職の職員は新たに選任する。	編入をする市町村の特別職の職員の身分は変わらず、編入される市町村の特別所の職員は合併と同時に失職する。
議会の議員	原則	合併関係市町村の全議員が失職し、市町村設置の日から50日以内に、法定定数の範囲内で協議により定めた定数により選挙を行う。	編入をする市町村の議員は在任し、編入される市町村の議員は身分を失う（合併後の議員定数が増加する場合は、増員選挙を行う）。
	特例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、法定定数の2倍までを定数とする特例定数により選挙を行うことができる。 合併関係市町村の議会の議員で、合併後の市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間引き続き在任することができる。	次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙においては、編入合併の特例定数とすることができる（増加分は、編入される市町村ごとに選挙区を設け、配分する。） 編入される市町村の議会の議員で、合併後の市町村の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ引き続き在任することができる。この場合、さらに最初の一般選挙において、編入合併の場合の定数特例によることができる。
農業委員会の委員	原則	合併関係市町村の委員はすべて失職し、合併後、選挙による委員は市町村設置の日から50日以内に選挙し、選任による委員は速やかに選任する。	編入する市町村の委員は在任し、編入される市町村の委員はすべて失職する。
	特例	合併関係市町村の選挙による委員は、合併後の市町村の農業委員会の被選挙権を有することとなる者は10人～80人の範囲内で、最長1年間引き続き在任することができる。 合併後の市町村の面積又は農地面積により2以上の農業委員会を置くことができる場合がある。	される市町村の選挙による委員は、合併後の市町村の農業委員会の被選挙権を有することとなる者は40人の範囲内で、編入をする市町村の委員の残任期間だけ引き続き在任することができる。 合併後の市町村の面積又は農地面積により2以上の農業委員会を置くことができる場合がある。
	一般職の職員	合併関係市町村の職員は全て失職し、合併後の市町村の職員として身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は全て失職し、編入する市町村の職員として身分が引き継がれる。
	条例・規則	合併関係市町村の条例・規則はすべて失効する（新たに制定する。）	編入する市町村の条例を適用する（合併に伴い必要な改正を行う。）

（注）合併関係市町村のうち、その区域の一部のみが合併後の市町村の区域となる市町村（以下「当該市町村」という。）については、法人格が消滅しないため、特別職及び一般職の職員は失職せず、条例・規則も失効しない。ただし、議会の議員及び農業委員会の委員のうち選挙による委員は、当該市町村における被選挙権を失うこととなる場合は失職する。

協議第 2 号

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

合併の期日について
合併の期日については、合併特例法の経過措置等を踏まえ別途合併協議会において協議し、定める。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

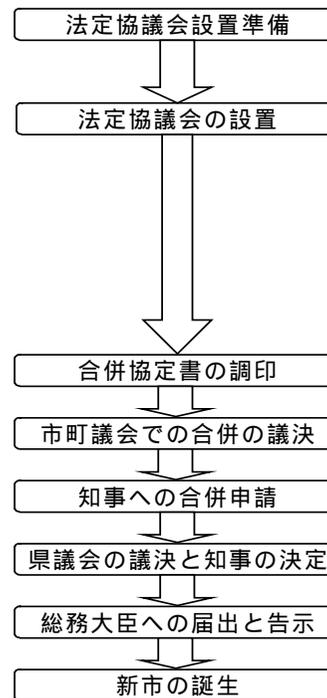
合併の期日について

合併の期日とは、合併協定書を締結した日や各市町議会が廃置分合の議決をした日ではなく、県議会の議決、知事の決定、知事から総務大臣届出、総務大臣告示など、県や国への所要の手続きを経た後、実際に合併する日のことをいいます。

合併の期日決定については、住民との意見交換および合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の選挙期日、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断することが必要です。

【合併期日の留意事項】

- ・ 合併特例法による財政支援を活用とした場合平成17年3月31日までに合併する必要がある。(平成17年3月31日までに市町が議会の議決を経て県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したもののについて、現行の合併特例法の規定を適用する。)
- ・ 合併するためには、1市2町の各議会における合併の議決、県知事への申請、県議会での議決、知事の決定、知事から総務大臣への届出、総務大臣の告示など様々な手続きが定められており、この期間として相当の日数を要することとなることからこの点を十分に考慮する必要がある。
- ・ 住民サービスの事務執行上(現在の電算システムの移行)、住民に支障の少ない時期を想定して定めることが必要である。(移転、電算システム切り替えなどの準備作業を土日で行うことを考慮して、月曜日とか連休明けに決めているところもある。)



事業計画、予算案作成、組織立案、事務局体制整備
合併協定項目(基本4項目)の方針案協議

法律に基づき市町議会の議決を経て設置し、新市建設計画
や合併協定項目を協議。

合併協定項目

- ・ 合併の方式
- ・ 新市の名称
- ・ 議員の定数及び任期の取扱い
- ・ 特別職の身分の取扱い
- ・ 地方税の取扱い
- ・ 合併の期日
- ・ 合併後の事務所の位置
- ・ 組織機構の整備方針
(本庁・支所業務方針)
- ・ その他 計約45項目

合併申請及び特例
事項を、市町議会
で議決。その後、
知事に合併を申
請。知事は県議会
の議決を経て合併
を決定し、総務大臣
へ届出を行う。
総務大臣が告示を
行い、合併の効力
が生じる。

合併の準備(新市の体制づくり)

- ・ 組織機構の整備
- ・ 決算、機構の整備
- ・ 条例、規則等の整備
- ・ 各種事務事業の調整
- ・ 電算システム統合
- ・ 各種団体との調整
- ・ 住民への周知
- ・ 各課の事務引継ぎ
- ・ その他、必要な準備、調整等

協議第 3 号

新市の名称について

新市の名称について、次のとおり提出する。

平成 16 年 4 月 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

新市の名称について
観音寺市・大野原町・豊浜町合併研究会において選定された 4 点の新市の名称候補と選定理由書をもとに合併協議会で選定し、決定する。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

新市の名称について

観音寺市・大野原町・豊浜町合併研究会において、委員が選んだ新市の名称のうち上位4点を合併後の新市の名称候補とする。なお、合併研究会で選定した4点を観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会に提案し、最終的には合併協議会で決定する。

4点の新市名称候補（アイウエオ順）

かんおんじ
観音寺（長い歴史の中に定着し、対外的にも広く使用され知名度が高く、慣れ親しまれた名称である。）

にしかがわ
西香川（香川県の西に位置する市として地理的にもイメージでき、住民に理解されやすい名称である。）

ひうち（風光明媚な燧灘に面し、地域の特徴を表すことができ、古くより親しまれている名称である。）

みとよ
三豊（郡名として使用されており、住民になじみがあり、歴史があり地域にふさわしい名称である。）

以上の選定理由により観音寺市・大野原町・豊浜町合併研究会では4点を新市の名称候補とする。

観音寺市・大野原町・豊浜町合併研究会

協議第 4 号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり提出する。

平成 16 年 4 月 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

新市の事務所の位置について

1. 新市の事務所の位置は、当分の間、観音寺市坂本町一丁目 1 番 1 号（現在の観音寺市役所）とする。
2. 現在の大野原町、豊浜町のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。
3. 庁舎の方式については、本庁方式とするが、支所については、従来の住民サービスを極力低下させないように配慮した組織・機構とする。
なお、本庁、支所の具体的機能については、組織及び機構に関する事項の中で協議する。
4. 新庁舎については、将来建替えの時に協議する。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

1 事務所の位置の基本的考え方について

新設合併の場合には、すべての合併関係市町の法人格が消滅するため、合併後の新市の事務所の位置を条例で定める必要がある。

事務所の位置を決めるに当たっては、次の点に留意する必要がある。

- 住民の利用に最も便利であるように交通事情、他の官公署との関係など
- 現市役所・町役場、支所の取り扱い
- 新たな庁舎を建設する場合並びに現庁舎を改築する場合の建設費及びその財源

「事務所の位置」と「事務組織及び機構の取扱い」については相互に関連するため、本庁、出先機関の組織・機構、窓口業務などのあり方も考慮しながら検討を行う必要がある。

参考

地方自治法（昭和22年法律第67号）

〔事務所の設置又は変更〕

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

新設合併の場合で、合併前の協議に従って1市2町の庁舎のひとつを新市の事務所とする場合は、合併の日から新市の議会が成立又は開催されるまでの間は、新市の市長職務執行者（地方自治法施行令第1条の2）は、従来その地域に施行されてきた条例を引き続き施行することにより（地方自治法施行令第3条）暫定的に新市の事務所とし、新しい議会が成立又は開催された後、正式に事務所の位置を定める条例を提案することが適当であると思われる。

ただし、合併協議に従って新市の事務所を、既存の1市2町の事務所とはまったく別の場所に設ける場合は、その位置を事務所として定めた条例が存在しないため、新事務所の位置を定める条例を専決処分し、即日施行するしか方法がないと思われます。

〔支庁・地方事務所等の設置〕

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

庁舎の方式について（検討事項：今後、庁舎の活用は、組織機構の整備方針並びに本庁業務と支所業務の整理方針に基づき庁舎を活用していく。）
 （基本的には、本庁方式とするが、支所については、従来の住民サービスを極力低下させないように整備する。）

方式	概要	メリット	デメリット
本庁方式	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎に組織機構・機能を集約する。 ・残りの庁舎は、窓口的な機能のみを持たせた支所又は出張所とする。 ・（本庁舎は、管理部門と一部行政機能（支所を統合する事務）を中心に集約。） ・（支所は、一部行政機能を残し、幅広い住民サービスと窓口業務を提供） <p>支所の機能の持たせ方によって、大きく変わる。支所に置く課等に一定の決裁権限をもたせるほど総合支所方式に近くなる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所 支所 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化を図ることができる。（大規模異動となる。） ・住民に新市誕生の印象を与えやすい。 ・維持管理経費の節減が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁で執務する職員が増加し、既存施設の容量では対応できないため、大幅な増築又は新庁舎の建設が必要となり、多額の費用を要する。 ・周辺地域との距離が遠くなる。
分庁方式	<ul style="list-style-type: none"> ・1市2町の組織機構・機能を、業務部門により複数の庁舎に振り分ける。 ・総務・企画部門（市役所）福祉・環境部門（役場）産業・建設部門（役場）教育部門（役場） <ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所 分庁舎 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設を利用するために、本庁方式のように多額の費用を要しない。 ・住民からは、合併の印象が分かりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務部門により庁舎が異なることとなり、住民が戸惑いやすく、住民サービスの低下が懸念される。 ・管理部門も分散するため、事務執行上は非効率的である。 ・職員間の融和、意思疎通を欠く恐れがある。
総合支所方式	<ul style="list-style-type: none"> ・管理部門や議会・行政委員会を除き、現在の1市2町の庁舎における組織機構・機能をそのまま残す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所 総合支所 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民や職員にとって最も現状に近く、住民サービスの提供に対する影響も最小限ですむ。また、合併後の違和感が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数が現在と同数程度必要となり、事務の効率化が図りにくく、合併による効果が期待できない。 ・管理部門との連携のため情報化等を進める必要がある。 ・新市の誕生や新市の一体感などの意識の醸成がされにくい。

(3) その他

(1) 第 2 回 観音寺市・大野原町・豊浜町 合併協議会 日程について

・日 時 平成 1 6 年 4 月 2 2 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から

・場 所 大野原町中央公民館 3 階講義室

・主な協議題等

合併の期日について (継続協議)

合併協議会スケジュールと会議の進め方について

合併協定項目について

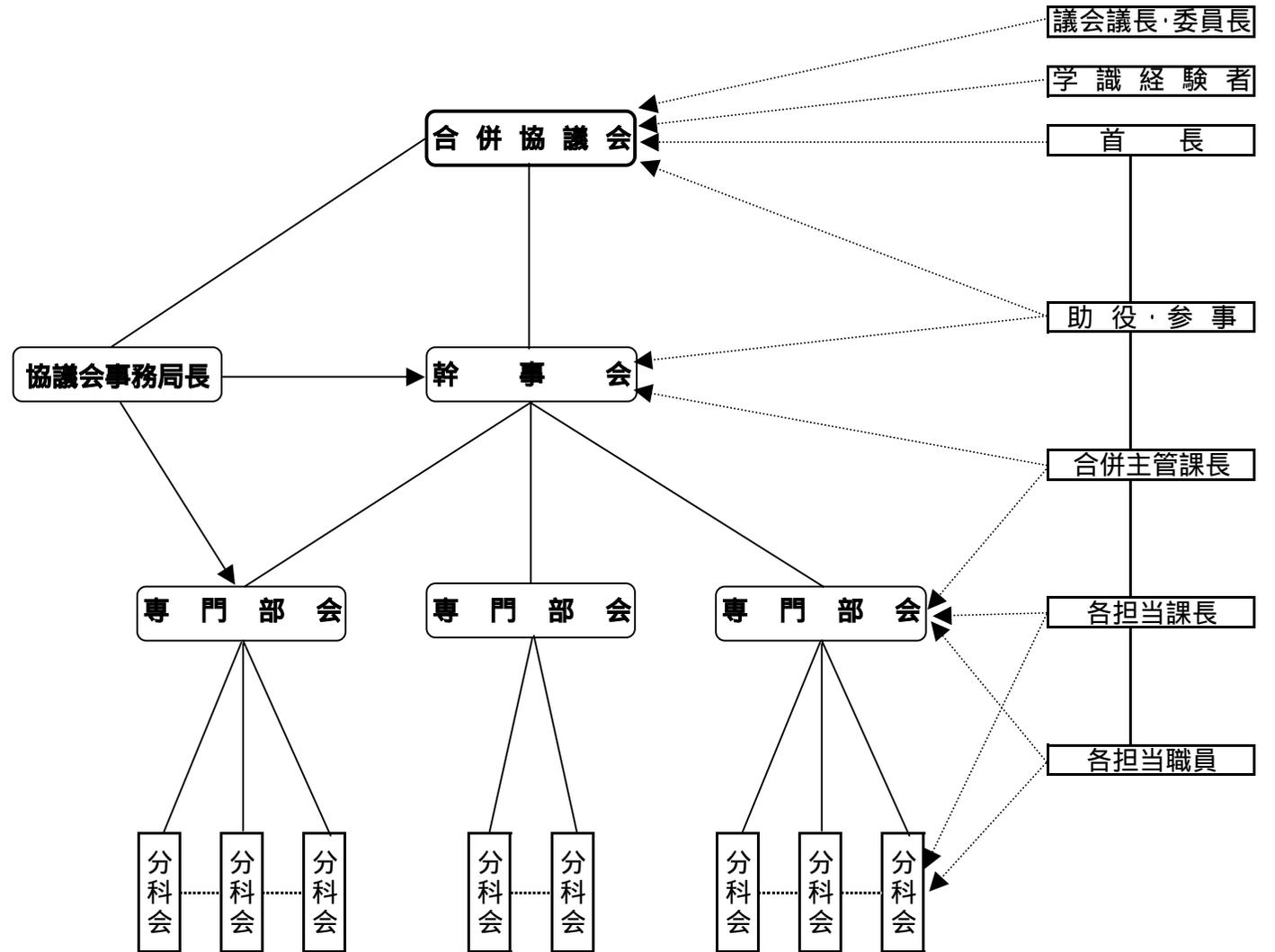
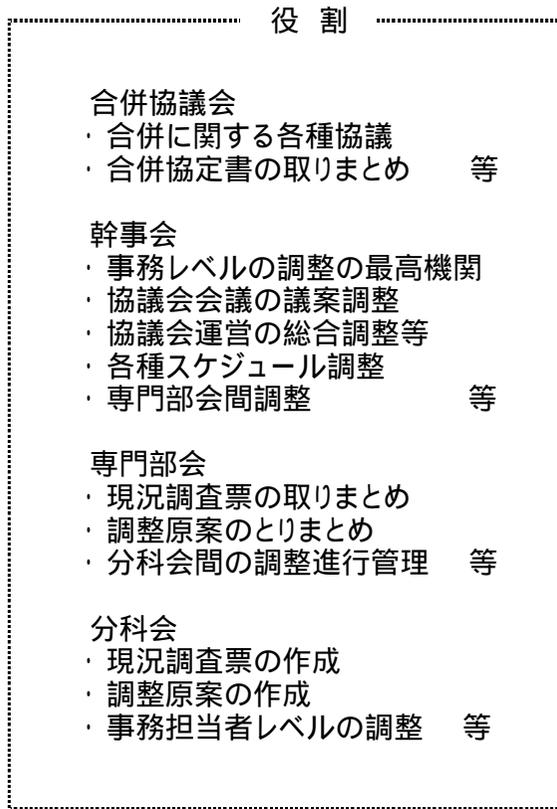
項目別協議スケジュールについて

事務事業の調整の基本方針について

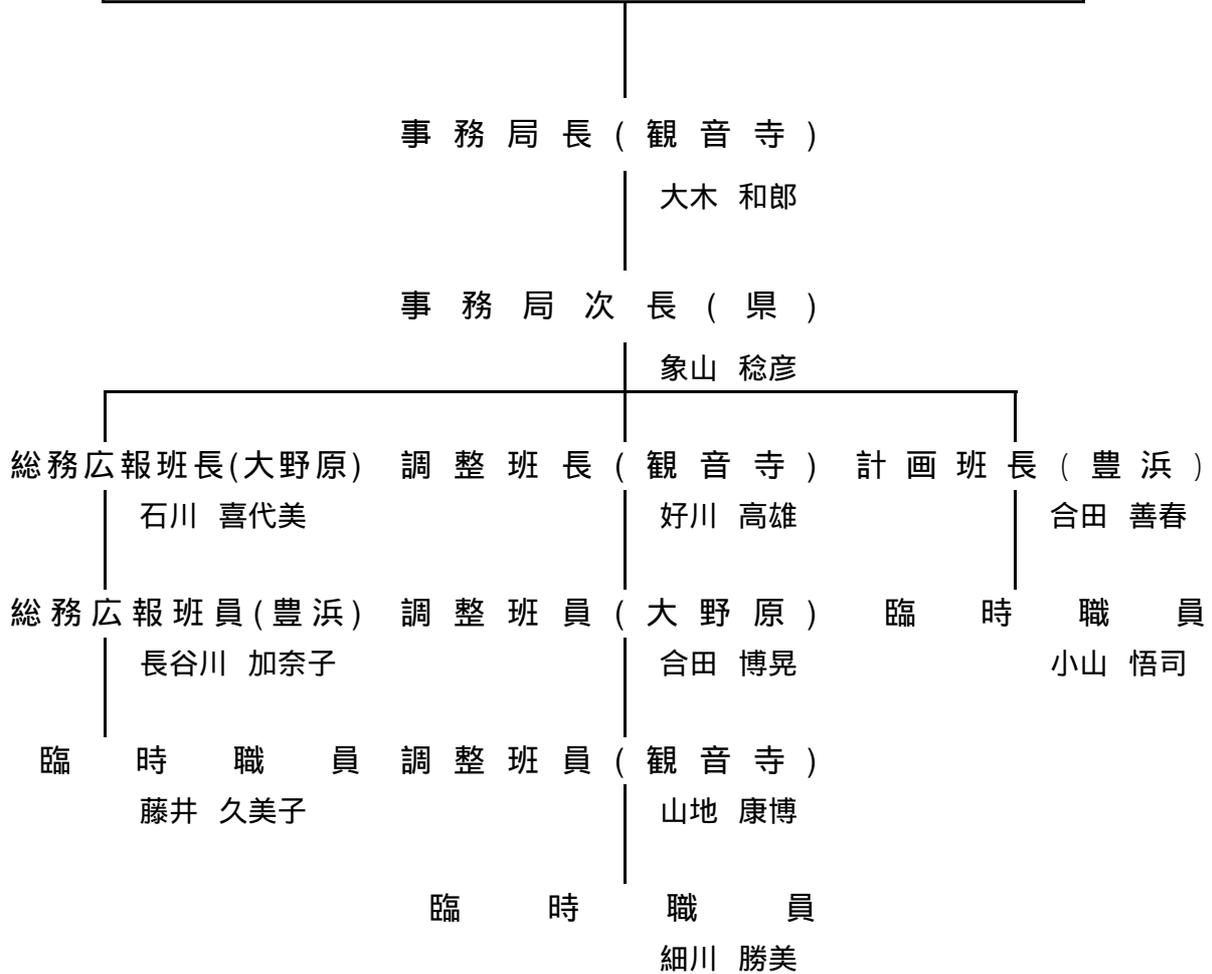
新市建設計画策定の進め方について

その他

合併協議会組織図



1 市 2 町 合 併 協 議 会 事 務 局 体 制



庶務、会計
 会議、諸手続
 人事、報酬
 国、県連絡調整
 広報
 インターネット
 資料

基本協定項目
 特例に関する項目
 総務企画分野
 産業分野
 建設分野
 民生分野
 福祉分野
 教育分野
 各種事務事業の調整
 行財政現況調査調整
 住民説明

新市建設計画
 財政計画
 予算編成
 住民説明

〒769-1697三豊郡大野原町大字大野原1260-1 TEL(0875)54-9880 FAX(0875)54-9885

観音寺市	大野原町	豊浜町	香川県	臨時
3 名	2 名	2 名	1 名	3 名 = 11 名

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会名簿

委員区分	職名	氏名	帰属団体役職等
	会長	平野 清	大野原町長
1号委員	副会長	佐伯 文男	豊浜町長
		白川 晴司	観音寺市長
	委員	大倉 利夫	観音寺市助役
		大山 保徳	大野原町参事
		高森 直二	豊浜町助役
		白川 精	観音寺市議会議長
2号委員	大久保隆敏	大野原町議会議長	
	井上 浩司	豊浜町議会議長	
	美藤 広	観音寺市議会市町合併調査特別委員会委員長	
	藤岡 勉	大野原町議会合併問題研究特別委員会委員長	
	合田 要	豊浜町議会合併問題研究特別委員会委員長	
	3号委員	加藤 義和	学識経験者（観音寺市）
矢野 資壹		学識経験者（観音寺市）	
森 英雄		学識経験者（大野原町）	
石川美千子		学識経験者（大野原町）	
合田久仁男		学識経験者（豊浜町）	
横内十三枝		学識経験者（豊浜町）	

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局名簿

	役 職	氏 名	帰 属 団 体
1	事務局長	大木 和郎	観音寺市
2	次 長	象山 稔彦	香川県
3	総務広報班長	石川喜代美	大野原町
4	総務広報班	長谷川加奈子	豊浜町
5	調 整 班 長	好川 高雄	観音寺市
6	調 整 班	合田 博晃	大野原町
7	調 整 班	山地 康博	観音寺市
8	計 画 班 長	合田 善春	豊浜町
9	総務広報班	藤井久美子	大野原町臨時職員
10	調 整 班	細川 勝美	大野原町臨時職員
11	計 画 班	小山 悟司	大野原町臨時職員

第1回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 席次表

